

# 第4章 基本方針

## 基本計画について(資料の見方)

**基本方針 1**

**政策 1-1 出会い・結婚、移住・定住**  
担当課: 地域づくり推進課、政策企画課

**関連するSDGs**

**めざす姿** 出会いから結婚、移住・定住をみんなで応援し、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

**政策の基本方針**

- 未婚者に対して出会いの機会を提供するため、市民団体等が実施する婚活イベントへの支援や長崎県婚活サポートセンターと連携した取り組みを行います。
- 本市への移住・定住を促進するため、市内外に向けて効果的に情報発信するとともに、移住相談等に対応するワンストップ相談窓口<sup>※1</sup>の強化及び本市と多様に関わっていただく「関係人口<sup>※2</sup>」の創出・拡大に努めます。
- 移住・定住の受け皿となる住まいを確保するために、空き家バンクの運営等により空き家の活用を推進するとともに、住宅取得に対する支援等を行います。

**出会い・結婚、移住・定住の促進**

施策1 出会い・結婚の支援  
施策2 移住・定住の情報発信・受入体制の強化  
施策3 安心して暮らせる住まいの確保

【オンライン移住相談の様子】  
【定住/バンフレット】

※1 ワンストップ相談窓口: 複数の窓口に行く必要がなく、ひとつの窓口で関連した内容の相談を行うことができる窓口。  
※2 関 係 人 口: 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人のこと。

### 政策

まちづくりの方針に基づいた政策の内容を記載しています。

### 担当課

政策を推し進める担当課を記載しています。  
なお、複数の課にまたがる場合は、代表となる課を  で囲んでいます。

### 関連するSDGs

各政策がSDGsの様々な目標に結びついていることを17の目標のアイコンを使って視覚的に分かりやすく示しています。

### 施策体系

柱となる施策を文章と視覚的に分かりやすく表で記載しています。

### 用語解説

ページ内にある※を付した用語の解説を記載しています。

### 施策

まちづくりの方針に基づいた施策を記載しています。

### 担当課

施策の担当課を記載しています。  
なお、複数の課にまたがる場合は、代表となる課を  で囲んでいます。

### 主な成果指標

計画の進捗管理を実施するため、令和2(2020)年度の基準値、令和8(2026)年度の目標値を設定しています。

**戦** は総合戦略に係る成果指標となります。

### 具体的な取り組み

個別施策のめざす姿を実現するために行う取り組みを記載しています。

### 総合戦略マーク

総合戦略に関連する取り組みについては、**総合戦略** マークを付けています。

### 主な事業

個別施策に対して行う事業を記載しています。

**基本方針 1**

**政策 01 出会い・結婚の支援**  
担当課: 地域づくり推進課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
マッチング成立数(H26以降の累計)	組(区へ)	86	162
婚活支援事業による成婚数(H26以降の累計)	組(区へ)	14	24

**具体的な取り組み**

- 市民団体等が実施する婚活イベント等への支援 **総合戦略**  
市民団体等が主催する婚活イベント及び市民が個人で行う婚活サポートについて支援を行います。
- マッチングの支援 **総合戦略**  
長崎県婚活サポートセンターが取り組んでいるお見合いシステムや企業間交流事業について、登録数を増やすための取り組みを実施します。

**主な事業**

- 婚活支援マッチング事業
- 結婚新生活支援補助金

**みんなで取り組むこと**

市が実施している婚活事業を親族や知人にPRしましょう。

### みんなで取り組むこと

市民協働を進めるにあたって、みんなで取り組むことを記載しています。

まちづくり編



# 基本方針1 暮らしと安心

安心して子どもを  
産み育てるまちづくりと  
健康で安全な暮らしづくり

# 出会い・結婚、移住・定住

担当課: **地域づくり推進課**、政策企画課

関連するSDGs



めざす姿

**出会いから結婚、移住・定住をみんなで応援し、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。**

政策の基本方針

- 未婚者に対して出会いの機会を提供するため、市民団体等が実施する婚活イベントへの支援や長崎県婚活サポートセンターと連携した取り組みを行います。
- 本市への移住・定住を促進するため、市内外に向けて効果的に情報発信するとともに、移住相談等に対応するワンストップ相談窓口<sup>※1</sup>の強化及び本市と多様に関わっていただく「関係人口<sup>※2</sup>」の創出・拡大に努めます。
- 移住・定住の受け皿となる住まいを確保するために、空き家バンクの運営等により空き家の活用を推進するとともに、住宅取得に対する支援等を行います。

## 出会い・結婚、移住・定住の促進

施策1 出会い・結婚の支援

施策2 移住・定住の情報発信・受入体制の強化

施策3 安心して暮らせる住まいの確保

【オンライン移住相談の様子】



【定住パンフレット】



※1 **ワンストップ相談窓口**：複数の窓口に行く必要がなく、ひとつの窓口で関連した内容の相談を行うことができる窓口。

※2 **関係人口**：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人のこと。

現状と課題

婚姻数は年間140組程度で推移。  
移住者の増加に向けた各種取り組みを行っています。

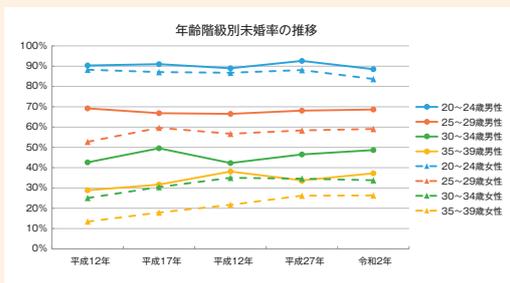
● 増加する未婚率

本市の婚姻数は、平成27年までは年間160組程度で推移していましたが、その後減少し、令和元年度は135組となっています。

また、未婚率(20歳以上)は男女ともに上昇傾向にあり、女性よりも男性の未婚率が高い状態となっています。年齢別婚姻数は25歳～32歳が最も多い状況です。

婚姻数

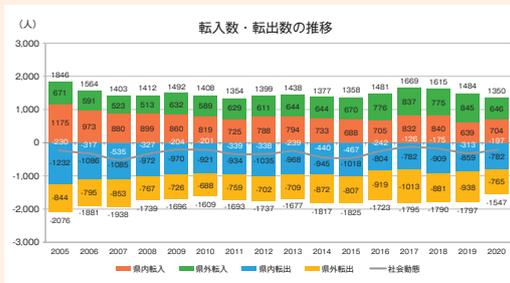
H27 167組、H28 144組、H29 148組、  
H30 130組、R1 135組(人口動態調査)



出典:国勢調査

● 止まらない人口流出

転出者が転入者を上回り、社会増減数がマイナスの状態が続いています。中でも若い世代の転出が顕著であり、その対策が求められています。今後も引き続き、社会動態の抑制(R8目標値▲148人)に向け、定住、移住者の増加に向けた総合的な取り組みが必要です。

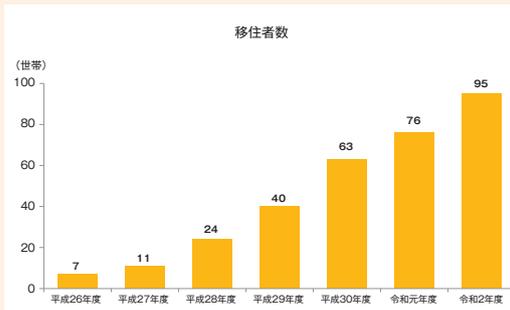


出典:長崎県異動人口調査

● 移住者が増加

本市に移住した人は、平成26年度～令和2年度の累計で316世帯(723人)と増加傾向です。

これは、空き家バンクや定住促進奨励補助金など、定住促進に関する事業を充実させたことによる効果がかがえます。



出典:地域づくり推進課

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

施策  
01

## 出会い・結婚の支援

担当課：地域づくり推進課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
マッチング成立数(H26以降の累計)	組(延べ)	86	162
戦 婚活支援事業による成婚数 (H26以降の累計)	組(延べ)	14	24

## 具体的な取り組み

### ■ 市民団体が実施する婚活イベント等への支援 総合戦略

市民団体等が主催する婚活イベント及び市民が個人で行う婚活サポートについて支援を行います。

### ■ マッチングの支援 総合戦略

長崎県婚活サポートセンターが取り組んでいるお見合いシステムや企業間交流事業について、登録数を増やすための取り組みを実施します。

#### 主な事業

- 婚活支援マッチング事業
- 結婚新生活支援補助金

#### みんなで取り組むこと

市が実施している婚活事業を親族や知人にPRしましょう。



## 移住・定住の情報発信・受入体制の強化

担当課：地域づくり推進課、政策企画課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
移住相談件数(H26以降の累計)	件(延べ)	487	1,087
Ⓢ 居住お試し件数	件/年	6	12

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

## 具体的な取り組み

■ 情報発信の強化 総合戦略

リニューアルした市のホームページの活用やながさき移住サポートセンターなどの関係機関との連携等により、移住希望者へ効果的な情報発信を行い、移住促進を加速させます。

■ お試し移住の推進 総合戦略

移住者が転入する際の不安感を払拭するための「居住お試し」や農業や漁業等への就労体験を含む「暮らしお試し」等を実施し、雲仙市を体感したうえで移住を促進します。

■ ワンストップ相談窓口<sup>※1</sup> 総合戦略

関係課と連携を図り、移住に伴う就労・居住等のワンストップ相談窓口を強化するとともに、オンラインでの移住相談にも取り組み、相談体制の強化を図ります。

■ 関係人口<sup>※2</sup>の創出・拡大 総合戦略

都市部の方等を対象とした本市PRイベント等の実施により、関係人口の創出・拡大に努めるとともに、地域おこし協力隊<sup>※3</sup>等の制度を活用しながら、本市への移住・定住を促進します。

## 主な事業

- 定住ポータルサイト<sup>※4</sup>の運営
- お試し住宅運営事業
- ワンストップ相談窓口
- 関係人口創出事業

## みんなで取り組むこと

市が実施している移住・定住の事業を親族や知人にPRしましょう。

※1 **ワンストップ相談窓口**：複数の窓口に行く必要がなく、ひとつの窓口で関連した内容の相談を行うことができる窓口。

※2 **関係人口**：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人のこと。

※3 **地域おこし協力隊**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組み。

※4 **ポータルサイト**：インターネットにアクセスするときの入口となるWebサイト。

# 施策 03

## 安心して暮らせる住まいの確保

担当課:地域づくり推進課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
戦 移住者数(H26以降の累計)	世帯 (延べ)	316	886
空き家バンク成約件数	件/年	32	35

### 具体的な取り組み

#### ■ 空き家等を活用した住まいの確保 総合戦略

増加傾向にある空き家・空き店舗・空き地については、市内不動産業者の協力も得ながら、空き家バンクへの登録を推進します。また、空き家バンク制度の活用支援等により既存住宅の循環を促進し、移住・定住の推進を図ります。

#### ■ 戸建て住宅取得にかかる支援 総合戦略

安心して子育てのできる住まい・居住環境の形成を図り市内定住を促進するため、新築住宅の取得、中古住宅の購入など戸建て住宅取得に係る支援を行います。

#### 主な事業

- 空き家バンクの運営
- 雲仙市定住促進奨励補助金

#### みんなで取り組むこと

空き家の有効活用に協力しましょう。



政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

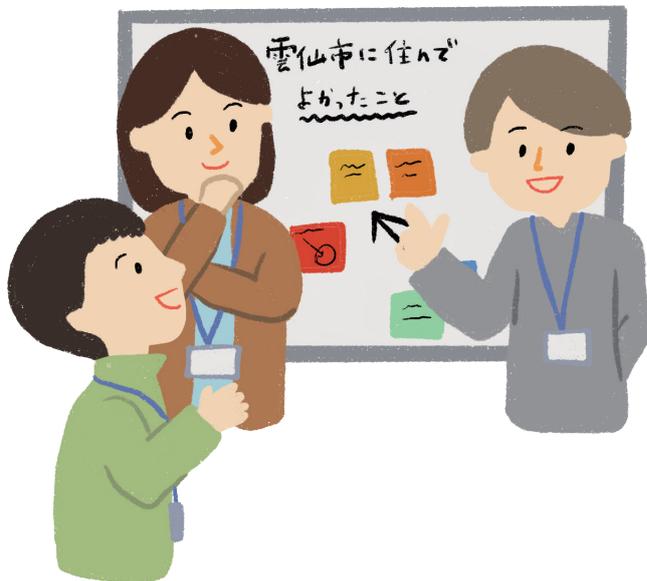
政策 1-7

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5



## 子育て支援

担当課: 子ども支援課、学校教育課

## 関連するSDGs



## めざす姿

家庭・職場・地域が一体となり安心して子どもを産み育てることができる環境を育みます。

## 政策の基本方針

- 妊娠から出産・育児までのきめ細かなサポートを目指し、訪問・相談体制の充実を図るとともに、母子の健康診査など健康づくりを支援します。
- 地域ぐるみで子どもを安心して育てられるよう、放課後児童クラブなどの子どもの居場所づくりや子育て支援環境の充実を図ります。
- 妊娠・子育てに関する経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療費助成のほか、保育料の軽減、医療費助成などを行います。
- 仕事と子育ての両立ができるよう、保育サービスの充実などを行います。

## 安心して子どもを産み育てることができる環境

施策1 きめ細かな出産・育児の支援

施策2 地域ぐるみの子育て支援体制の強化

施策3 妊娠・子育てに関する経済的負担の軽減

施策4 幼児教育・保育サービスの充実

【パパママひろばの様子】



【地域子育て支援拠点事業の様子】

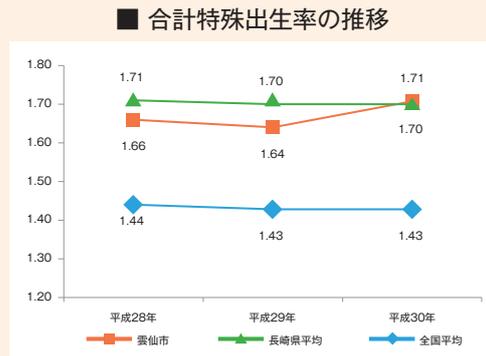


## 現状と課題

合計特殊出生率は県平均を上回っていますが、女性人口の減少や晩婚化の影響により、出生数は減少傾向にあります。

## ● 出生数の減少

本市の合計特殊出生率は全国よりも高い数値で推移しており、平成30年では「1.71」となっています。しかしながら出生数は昭和61年から減少傾向にあり、平成27年以降は300人を下回っています。当面の目標として、令和8年度の出生数を令和2年度の出生数221人として、現状を維持するため、妊娠・出産・育児と切れ目ない子育て支援などを行う必要があります。

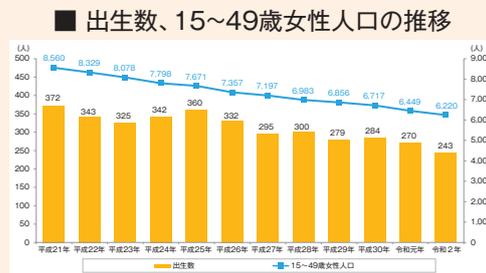


出典:長崎県人口動態総覧

## ● 出生数に影響を及ぼす女性人口の減少と晩婚化の進行

本市の15～49歳の女性人口は減少を続けています。また、初婚年齢は男女とも上昇傾向にあり晩婚化の傾向がみられます。

こうした人口構造の変化や晩婚化は出生数減少の一因になっていると想定されます。



出典:出生数は厚生労働省 人口動態調査(各年1月1日～12月31日)、15～49歳女性人口は長崎県異動人口調査(各年10月1日現在)、平成27年は国勢調査(10月1日現在)

## ● 保育に対するニーズが多様化

本市では令和2年度末現在、待機児童は存在していませんが、仕事と子育ての両立に対するニーズは多様化しています。こうしたニーズに対応するため、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどのサービスを提供しています。

## ■ 保育の様子



基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

# 施策 01

## きめ細かな出産・育児の支援

担当課:子ども支援課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
赤ちゃん健康相談出席率	%	92.6	93.0
<b>戦</b> 乳児家庭訪問実施率	%	100	100

### 具体的な取り組み

#### ■ 保健師や助産師による訪問・相談体制の充実

妊娠期における助産師による全ての妊婦を対象とした面談、及び出産後間もない時期に保健師又は助産師による全戸訪問を行い、個々の妊産婦・乳児に応じた切れ目のない支援を行います。

#### ■ 母子の健康づくりの充実

家庭訪問や相談、健診などを実施し、乳幼児の健康の保持増進及び保護者の育児不安の軽減を図ります。また、必要に応じ、関係機関等との連携を図るなど支援体制を強化します。

#### 主な事業

- パパママひろば
- 乳児家庭全戸訪問
- 赤ちゃん健康相談
- 2歳時親子歯科健康診査
- ことばと心の相談
- 子育て世代包括支援センター<sup>※1</sup>事業
- 産婦健康診査事業
- 産後ケア事業

#### みんなで取り組むこと

出産・育児の困りごと、心配ごとは迷わず相談しましょう。

※1 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うためのセンター。妊産婦・乳幼児等の支援に必要な実情の把握、相談に応じた情報提供・助言のほか、状況を継続的・包括的に把握することで、センターが調整役となり総合的な支援を提供します。

## 地域ぐるみの子育て支援体制の強化

担当課:子ども支援課

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
④(子育て相談)利用者支援事業設置箇所数	箇所	1	1
放課後児童健全育成事業実施箇所数	箇所	14	15

## 具体的な取り組み

### 子育て支援環境の充実・整備 総合戦略

地域全体で子育てを支えあう体制づくりを強化するとともに、個別ニーズに応じた支援の提供を行います。また、要保護児童の早期発見や適切な保護が行えるよう、地域全体で子どもを守る支援体制の充実を図ります。

### 子どもの居場所づくりの創出 総合戦略

保護者が働いている家庭等の児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業などの実施により、遊びや生活の場を提供します。

#### 主な事業

- 子育てサポートセンター<sup>※1</sup>事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 放課後児童健全育成事業
- 利用者支援事業
- 要保護児童等に対する支援

#### みんなで取り組むこと

地域の子どもや子育て家庭に関心を持ち、声かけしましょう。

※1 子育てサポートセンター：子育て経験者や保育士・看護師等の資格を有する者が、子育てサポーターとして登録し、会員登録して援助を申し入れている家庭の子どもを有償で自宅で預かったり、保育園に送迎する等、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を支援するためのセンター。

# 施策 03

## 妊娠・子育てに関する経済的負担の軽減

担当課：子ども支援課、学校教育課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
保育料無料対象児童の割合(保育料の発生する3歳未満児に対するすこやか子育て支援事業対象者)	%	40	40

### 具体的な取り組み

#### ■ 子育て世帯への経済的支援 総合戦略

保育料の軽減や国の保育料無償化により発生した3歳以上児の副食費の免除、医療費の一部支給等により、子育て世帯の負担軽減を図ります。また、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助を行います。

#### ■ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への福祉医療費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給等、ひとり親家庭の経済的な支援を行います。

#### 主な事業

- 福祉医療費支給事業
- 要保護就学援助事業
- 準要保護就学援助事業
- すこやか子育て支援事業
- 保育園等副食費助成事業

#### みんなで取り組むこと

経済的に困ったら早めに相談しましょう。



政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
④ 延長保育実施園数	園	26	27
④ 病児保育事業実施箇所数	箇所	3	3
待機児童数	人	0	0

## 具体的な取り組み

### ■ 仕事と子育ての両立支援 総合戦略

子育て世代が生活と仕事を両立することができる環境づくりや支援を行います。

### ■ 保育サービスの充実 総合戦略

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう保育サービス(通常保育、延長保育、障害児保育、一時預かり、休日保育等)の充実を図ります。

#### 主な事業

- 民間教育・保育施設給付事業
- 病児保育事業
- 一時預かり事業
- 障害児保育事業
- 延長保育事業
- 施設等利用給付事業

#### みんなで取り組むこと

様々な保育サービスを利用し、子育てを楽しみましょう。



基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

## 関連するSDGs



## めざす姿

住み慣れた地域で、いくつになっても安心して、いきいきと暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

## 政策の基本方針

- 地域住民が、互いに支え合い、助け合いながら、安心して暮らすことができる地域社会を構築するため、ボランティア育成や高齢者の見守りネットワーク<sup>※1</sup>などの地域福祉の充実に努めます。
- 今後さらに進展していく高齢社会にあっても、利用者に対する適切な介護サービスを確保できるよう、介護保険事業の円滑な運営を行います。
- 高齢者等が健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防と生活支援の充実に努めます。
- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、緊急通報装置<sup>※2</sup>の貸与や高齢者交通費助成事業などの在宅サービスを充実します。
- 高齢者の生きがいつくりを目指し、就業機会の確保や老人クラブなどの運営を支援します。

いくつになっても  
安心していきいき暮らせる  
福祉のまちづくり

施策1 地域福祉の充実

施策2 介護予防と生活支援の充実

施策3 在宅・施設サービスの充実

施策4 就労と生きがいつくり

【介護予防教室の様子】



【緊急通報装置】



※1 高齢者の見守りネットワーク：一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを地域で見守り、必要に応じて専門機関へつなぐなど、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携して活動している。

※2 緊急通報装置：一人暮らしの高齢者(おおむね65歳以上)や重度身体障害者の家庭にある電話に設置。市と契約した民間業者が本人からの緊急連絡を受け、隣人等に確認依頼、または医療機関への連絡や救急車の依頼等の措置をとる。

## 現状と課題

県平均よりも速いスピードで、  
高齢化が進行しています。

### ● 増加する高齢者

高齢者は年々増加傾向にあり、人口全体(年齢不詳を含まない)に占める65歳以上の割合は令和2年で35.8%となっています。

また、国、長崎県の平均より高く推移しており、速いスピードで高齢化が進んでいます。

#### ■ 高齢化率の推移



出典：平成27年、令和2年は国勢調査。平成28年～令和元年は雲仙市/「住民基本台帳(各年9月末日現在)」、長崎県/「長崎県異動人口調査」、全国/「総務省人口推計(概算値)」

### ● 介護予防に対する意識の高まり

介護予防教室の参加者数は介護予防に対する市民の意識の高まりから、平成26年度以降増加傾向にあります。しかし、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として教室等を休止せざるを得ない状況が続いており、今後は感染予防対策を講じながらの運営が必要となります。

#### ■ 介護予防教室の年間参加者数



出典：福祉課

### ● シルバー人材センター<sup>※1</sup>登録会員数は170人程度で推移

近年、シルバー人材センター登録会員数は約170人前後で推移していましたが、令和2年は191人と増加しました。

#### ■ シルバー人材センター年間加入会員数



出典：福祉課

※1 シルバー人材センター：「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益法人(社団法人)。企業や家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を引き受け、シルバー人材センターの会員に仕事を提供している。

# 施策 01

## 地域福祉の充実

担当課：福祉課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
見守り活動に関する協定の締結団体数(累計)	団体	29	35

### 具体的な取り組み

#### ■ ボランティアの育成と活動支援

地域で行われているボランティア活動を支援します。また、広報紙などによる情報発信のほか、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティア研修会や講習会の開催により、ボランティアの育成と意識の向上、地域リーダーの育成など将来の担い手育成に努めます。

#### ■ 地域の見守りネットワークの構築

地域住民が、お互いに支え合い、助け合いながら、安心して暮らすことができる地域社会を構築するため、地域福祉の推進を図ります。

##### 主な事業

- 高齢者等見守りネットワーク構築事業
- 高齢者等戸別収集支援事業

##### みんなで取り組むこと

地域の人と日頃から声をかけあえる関係をつくりましょう。



## 介護予防と生活支援の充実

担当課:福祉課

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
介護予防教室年間参加者数	人(延べ)	8,118	17,000
成年後見制度 <sup>*1</sup> 利用者数	人(延べ)	13	15
65歳以上に占める要支援・要介護者の 介護認定率	%	21.4	21.6

## 具体的な取り組み

## ■ 介護保険制度の円滑な運営

島原地域広域市町村圏組合が運営する介護保険事業の中で、市民が利用したサービスに応じた事業費及び運営費等を負担し、構成市として、介護保険事業の円滑な運営に取り組みます。

■ 介護予防の推進 総合戦略

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送れるよう、介護予防教室(健康チェック・転倒予防体操・認知症予防トレーニング・栄養講話など)を開催し、地域全体の介護予防の普及・啓発に努めます。

## ■ 介護支援対策の推進

重度要介護者を在宅介護している家族の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、家族介護支援対策を実施し在宅生活を支援します。また、介護支援専門員などと連携し事業の周知及び推進に取り組みます。

## ■ 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり

高齢者を虐待や悪質商法などの権利侵害から守るため、地域包括支援センター<sup>\*2</sup>など関係機関と連携を図ります。また、成年後見制度を活用することで、判断能力が不十分な高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

※1 成年後見制度：成年に達していても、病気や障がいにより十分な意思決定の能力をもたない人について、第三者(成年後見人)の関与を受けることにより、その人の権利保護を図る制度。

※2 地域包括支援センター：高齢者が地域で生活していくために介護だけではなく、医療や財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域において総合的なマネジメント(経営管理)を担い、支援していく機関。  
基本機能として、① 地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」 ② 「新・予防給付」のマネジメントを含む「介護予防マネジメント」 ③ 介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む「包括的・継続的なマネジメント」の機能を持つ。

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

## 主な事業

- 介護予防事業
- 家族介護支援対策事業  
(家族介護用品購入費助成・  
家族介護慰労金支給・徘徊高齢者支援)
- 成年後見制度利用支援事業

## みんなで取り組むこと

自主的に介護予防に取り組みましょう。

## 介護保険事業における雲仙市と島原地域広域市町村圏組合の役割

事業区分	地域支援事業 (介護予防事業など)		予防給付	介護給付
役割	雲仙市	島原地域広域市町村圏組合		
対象者	一般高齢者	虚弱高齢者	要支援者	要介護者
		予防	予防	重度化の予防
事業内容	一般高齢者を対象として、地域における介護予防教室を開催し、介護予防の普及・啓発を行います。	要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者を対象に介護予防事業が行われ、重度化を予防します。	要支援1・2の方を対象に、在宅介護サービスなどが行われ、自立支援と介護の重度化を予防します。	要介護1~5の方を対象に、在宅介護サービスのほかに施設介護サービスなどが行われます。

※雲仙市が行う事業は、島原地域広域市町村圏組合からの委託事業となります。

## 在宅・施設サービスの充実

担当課：福祉課

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
緊急通報装置の設置台数	台	316	332

## 具体的な取り組み

## ■ 高齢者の見守り体制の整備促進

一人暮らし高齢者、障がい者等の急病や緊急時に迅速に対応できるよう緊急通報装置<sup>※1</sup>の貸与を行うなど、見守り体制の強化を図ります。

■ 保健・医療・福祉サービスの充実 総合戦略

医療、介護、福祉、地域が一体となり、切れ目の無い医療・介護サービスの提供など、安心して暮らせる在宅医療・介護の連携を図ります。

## ■ 高齢者相談体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくため、地域包括支援センター<sup>※2</sup>や社会福祉協議会などの関係機関との連携により、医療・介護・福祉などの相談体制の充実を図ります。

## ■ 福祉拠点等の適正で効率的な管理運営

民間活力を効果的に活用し、高齢者福祉施設の適正で効率的な管理運営を行います。

## 主な事業

- 緊急通報体制等整備事業
- 地域包括ケアシステム<sup>※3</sup>構築事業
- 生活支援ハウス運営事業

## みんなで取り組むこと

お互いに見守りや支え合いに努めましょう。

※1 緊急通報装置：一人暮らしの高齢者(おおむね65歳以上)や重度身体障害者の家庭にある電話に設置。市と契約した民間業者が本人からの緊急連絡を受け、隣人等に確認依頼、または医療機関への連絡や救急車の依頼等の措置をとる。

※2 地域包括支援センター：高齢者が地域で生活していくために介護だけではなく、医療や財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域において総合的なマネジメント(経営管理)を担い、支援していく機関。  
基本機能として、① 地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」 ② 「新・予防給付」のマネジメントを含む「介護予防マネジメント」 ③ 介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む「包括的・継続的なマネジメント」の機能を持つ。

※3 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

# 施策 04

## 就労と生きがいがづくり

担当課：福祉課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
シルバー人材センター※1年間加入会員数	人	177	237
老人クラブ数(老人クラブ連合会加入数)	クラブ	98	102
社協・老人クラブ連合会開催 スポーツ大会参加者数	人	2,336	4,200

### 具体的な取り組み

#### ■ 高齢者の就業機会の確保 総合戦略

高齢者が働くことを通して生きがいを得るために、高齢者の就業を推進し、シルバー人材センターの円滑な運営への支援を行い、地域活性化を図ります。

#### ■ 生きがいがづくりの支援 総合戦略

経験を活かした社会参加や活動ができるよう、生きがいがづくりの場(講座、教室等)への参加や、老人クラブ活動などの支援を行います。

#### ■ 高齢者が外出しやすい環境づくり

高齢者の外出する機会を確保し、住み慣れた地域で元気に生活できるように、交通費の助成など日常生活における支援を行います。

#### 主な事業

- 高齢者就業機会確保  
(シルバー人材センター)事業
- 老人クラブ活動等助成事業
- 高齢者交通費助成事業

#### みんなで取り組むこと

自分でできることは自分でやり、地域の中で自分ができることに参加してみましょう。

※1 シルバー人材センター：「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益法人(社団法人)。企業や家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を引き受け、シルバー人材センターの会員に仕事を提供している。

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5



## 関連するSDGs



## めざす姿

障がい者が住み慣れた地域で、  
安心して暮らせる地域社会を育みます。

## 政策の基本方針

- 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活をおくることができるよう、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>の社会づくりや就労支援、家族介護者の支援など、総合的な取り組みを行います。
- 障がい者の日常生活を支援するため、交通費助成や適切なサービスの提供に努めます。

障がい者が安心して暮らせる  
社会づくり

施策1 障がい者を支える環境づくりと社会参画の促進

施策2 障がい者への日常生活支援

【点字ブロック】

【障害者手帳・ヘルプマーク<sup>※2</sup>・ヘルプカード<sup>※3</sup>】

※1 ノーマライゼーション：障がいの有無に関わらず、誰もが普通に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

※2 ヘルプマーク：ストラップを利用して鞆等につけることで、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク。

※3 ヘルプカード：名刺サイズのカードに、緊急時の支援を受けたい内容を記入し携帯することで、外出時の支援に役立てるカード。

## 現状と課題

## 障がい者の自立に向けた取り組みを行っています。

## ● 障がいに関する各手帳所持者は約3,300人

令和2年3月末現在、本市の身体障害者手帳所持者は2,453人、療育手帳所持者は604人、精神障害者保健福祉手帳所持者は298人となっており、療養手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

■ 障害者手帳所持者数の推移

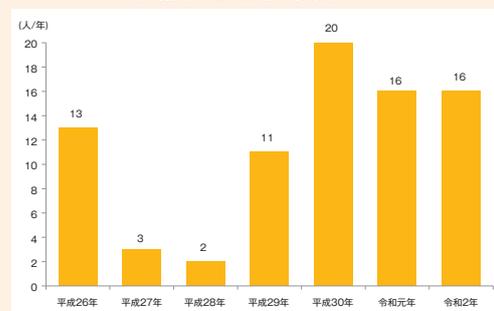


出典:福祉課

## ● 障がい者の自立に向けた雇用促進への取り組み

障害者就業・生活支援センター支援による就業者数は、平成27,28年は3人程度と少人数で推移していましたが、平成29年以降増加傾向にあります。障がい者の自立に向けた就労機会の拡大が求められています。

■ 障害者就業・生活支援センター支援による就業者数



出典:福祉課

## ● 相談体制の構築

本市では、愛野保健福祉センター内に設置されている「BRIDGEはあと」へ委託し、相談支援専門員による障がいに関する相談業務を行っています。また、市内の相談業務を広域的に行うために、各地区において「障害者巡回相談」を実施しています。

■ BRIDGEはあと



# 施策 01

## 障がい者を支える環境づくりと社会参画の促進

担当課: 福祉課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
障害者就業・生活支援センター支援による 就業者数	人/年	16	19
障害者相談支援事業の相談件数	件/年	790	850

### 具体的な取り組み

#### ■ ノーマライゼーション<sup>\*1</sup>の社会づくり

各種広報手段の活用と、様々な行事等をとおして啓発・広報活動の充実を図ることにより、障がいに対する正しい理解を促し、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会「ノーマライゼーション<sup>\*1</sup>」の理念に基づき、障がい者の自立と社会参画の促進に努めます。また、障がいのある人が、外出時等の緊急時に提示することで、周囲の人からの支援に役立てるヘルプカード<sup>\*2</sup>・ヘルプマーク<sup>\*3</sup>の配付を行います。

#### ■ 障がい者の就労支援

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

また、こうした相談支援体制の充実を図るために、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化を推進します。

#### ■ 相談支援体制の充実

福祉サービスやコミュニケーション支援の利用のために、サービスの周知を含め、相談体制の整備充実を図ります。更に、地域生活支援拠点事業として、障がい者(児)の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、24時間365日の相談体制づくりや、介護者の急病や冠婚葬祭等のほか障がい者の状態変化に伴う緊急時の受け入れについて短期入所施設の活用を促進します。

※1 ノーマライゼーション：障がいの有無に関わらず、誰もが普通に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

※2 ヘルプカード：名刺サイズのカードに、緊急時の支援を受けたい内容を記入し携帯することで、外出時の支援に役立てるカード。

※3 ヘルプマーク：ストラップを利用して鞆等につけることで、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク。

## ■ 家族介護者の支援

福祉サービスの情報提供など支援体制の強化を図り、家族介護の軽減に努めます。

## ■ 虐待防止と権利擁護

成年後見制度の活用と虐待防止対策に取り組み、障がい者の権利擁護に努めます。

## ■ 障がい者にやさしいまちづくり

障がい者が安全で快適な生活を営むことができるように、住環境におけるバリアフリー<sup>※1</sup>への取り組みやユニバーサルデザイン<sup>※2</sup>に配慮した公共施設及び社会環境などの整備を推進します。

### 主な事業

- 障害者職場実習促進事業
- 障害者相談支援事業  
(地域生活支援事業メニュー)
- 家族介護支援対策事業  
(家族介護用品購入費助成)

### みんなで取り組むこと

障がいに対する理解を深めましょう。

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

※1 **バリアフリー**：障がいがある人が社会生活をしていく上での障がい(バリア)を除去するという考え方。物理的な環境だけでなく、人々の心にあるバリアや社会制度的なバリアをなくすという捉え方もされる。

※2 **ユニバーサルデザイン**：言語、利き手、障がいの有無、老若男女などの違いに影響されず、誰もが利用しやすいよう建物、製品等をデザインすること。

# 施策 02

## 障がい者への日常生活支援

担当課:福祉課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
手話奉仕員養成講座受講者数	人/年	10	15

### 具体的な取り組み

#### ■ 日常生活の支援 総合戦略

障がい者が自立した日常生活・社会生活ができるように、交通費助成などの日常生活の支援を行います。

#### ■ 医療費助成と障害福祉サービスの提供

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、医療費助成や各種関係機関と連携し、適切な障害福祉サービスの提供に努めます。

#### ■ 手話奉仕員養成講座の実施

手話の学習経験がない方を対象に、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得することにより、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるための講座を開催します。

#### 主な事業

- 障害者交通費助成事業
- 福祉医療費支給事業
- 障害者自立支援医療費給付事業
- 障害者自立支援給付事業
- 特別障害者手当等給付事業

#### みんなで取り組むこと

障がい者の社会参加を支援しましょう。

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5



## 健康・医療体制

担当課：健康づくり課、総合窓口課、福祉課

関連するSDGs



めざす姿

主体的に健康づくりに取り組める環境づくりと安心の医療体制を整備します。

政策の基本方針

- 生活習慣病<sup>\*1</sup>の発症予防と重症化を予防するために、各種健康診査等の充実や、保健指導・相談体制の充実に努めます。
- 健康な生活の基礎となる生活習慣と社会環境の改善を目指し、栄養・食生活の改善のほか、禁煙や受動喫煙防止対策、適正飲酒の推進、歯及び口腔の健康づくりを推進します。
- 近年増加傾向にあるうつ病の対策など、こころの健康づくりを支援するため、正しい知識の普及・啓発活動を行うとともに、相談体制の構築に努めます。
- 医療ニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、公立小浜温泉病院の再整備やかかりつけ医の推進、休日・夜間医療体制の維持などに努めます。

## 主体的な健康づくりの環境と安心の医療体制

施策1 生活習慣病の発症予防と重症化予防

施策2 生活習慣と社会環境の改善

施策3 こころの健康づくり

施策4 医療・救急体制の充実

【健康教室の様子】



【集団検診の様子】



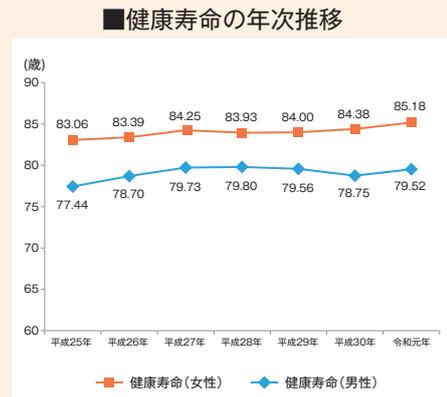
※1 生活習慣病：食事、運動、休養、喫煙、ストレスなどの生活習慣がその発症や進行に関与する病気の総称のこと。

現状と課題

健康寿命の延伸に向け取り組んでいます。  
特定健康診査の受診率は伸び悩んでいます。

● 健康寿命<sup>※1</sup>の延伸に向けた取り組み

社会環境・食生活の変化に伴い生活習慣病も増加し、健康維持の意識は高まっています。令和元年の健康寿命は男性79.52歳、女性85.18歳となっていますが、平均寿命の延伸に伴い、元気で健康な高齢者の増加、すなわち健康寿命の延伸に向けた取り組みが重要です。このことから、令和8年度の健康寿命の延伸(男性79.04歳、女性83.72歳)は達成しているものの更なる延伸を目指し、生活習慣病の発症予防と重症化予防等に積極的に取り組む必要があります。



出典:健康づくり課

● 伸び悩む特定健康診査<sup>※2</sup>受診率

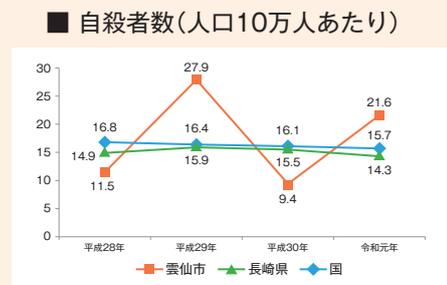
特定健康診査の受診率は、平成24年度の44.0%をピークに、令和元年度は40.6%と近年は横ばい傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、令和2年度は34.9%まで落ち込みました。感染症予防対策を講じながら令和8年度の受診率45%を目指し、未受診者の行動変容に繋がるような受診勧奨対策に取り組む必要があります。



出典:総合窓口課

● 深刻な「こころの病」

本市の自殺者数(人口10万人あたりの自殺者数)は、人口規模が国や長崎県よりも小さいため変動幅があるものの、概ね国や長崎県よりも高い水準で推移していることがうかがえます。複雑化する社会環境の中で、こころの病に対する総合的なケアが必要とされます。



出典:長崎県衛生統計年報(人口10万人対)

※1 健康寿命:人が心身ともに健康で自立して活動し生活できる期間。

※2 特定健康診査:平成20年4月より始まった40歳~74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健康診査。

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

# 施策 01

## 生活習慣病の発症予防と重症化予防

担当課：健康づくり課、総合窓口課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
特定健康診査受診率	%	34.9	45.0
胃がん検診	%	4.1	9.0

### 具体的な取り組み

#### ■ 各種健康診査等の充実と受診率の向上 総合戦略

市民の健康づくりのために各種健診やがん検診等に積極的に取り組むとともに、生活習慣病<sup>※1</sup>の早期発見・重症化予防を図り、健康維持に努めます。対策としては、医師会と連携した個別健診の実施や集団健診における日曜健診の継続等、市民が受けやすい健診体制の整備を図ります。また、未受診者への勧奨通知や出前講座、健康教育の機会等ポピュレーションアプローチ<sup>※2</sup>による健診の重要性の周知に努めます。

#### ■ 特定保健指導<sup>※3</sup>・相談体制の充実 総合戦略

健診結果を理解し、生活習慣の改善につながる保健指導を行うことで、生活習慣病予防、疾病の重症化予防につなげます。

#### ■ 予防接種の推進

重篤化しやすい高齢者の肺炎を抑えるために、肺炎球菌予防接種やインフルエンザ予防接種を推進します。

#### 主な事業

- 特定健康診査等事業
- がん検診事業
- 予防接種事業

#### みんなで取り組むこと

積極的に特定健診やがん検診を受診しましょう。

※1 生活習慣病：食習慣、運動、休養、喫煙などの生活習慣がその発症や進行に関与する病気のこと。

※2 ポピュレーションアプローチ：対象を特定せず、集団全員に対して行う健康づくりの取り組み。

※3 特定保健指導：特定健康診査の結果を踏まえ、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の危険度が高い人が、健康状態を知り、生活習慣の改善に向けて自主的に取り組めるよう、保健師や管理栄養士などが支援する制度。

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
肥満者(BMI <sup>*1</sup> :25以上)の割合 上段:20~60歳代男性 下段:40~60歳代女性	%	男性:37.2 女性:23.7	男性:31.2 女性:22.2
成人の喫煙率の減少 上段:男性 下段:女性	%	男性:24.8 女性:3.2	男女ともに減少

## 具体的な取り組み

### ■ 栄養・食生活の改善

生活習慣病<sup>\*2</sup>を予防するため、一人ひとりが食生活の重要性を認識し、自分にあった食事を考え選択できる力を身につけるための支援を行います。また、食生活改善推進員<sup>\*3</sup>を養成し、市民主体の健康づくりを支援します。

### ■ 身体活動・運動習慣の確立と実践

健康寿命<sup>\*4</sup>の延伸や生活習慣病を予防するため、身体活動の増加と運動の習慣化を図り、健康維持に努めます。

### ■ 禁煙と適正飲酒の推進

たばこや酒の健康被害について正しい知識の普及・啓発を図り、禁煙や受動喫煙防止、適正飲酒の推進に努めます。

### ■ 歯及び口腔の健康づくり

歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、むし歯や歯周病などの予防及び早期発見・早期治療を推進します。

#### 主な事業

- 食生活改善事業
- 健康普及推進事業

#### みんなで取り組むこと

食生活に気をつけて日常的に運動しましょう。

※1 **B M I**: Body Mass Indexの略。体重と身長の関係から人の肥満度を表す体格指数。BMIが18.5未満で低体重、22で標準体重、25以上になると肥満と判定している。

※2 **生活習慣病**: 食習慣、運動、休養、喫煙などの生活習慣がその発症や進行に関与する病気のこと。

※3 **食生活改善推進員**: 食生活を中心とした栄養や健康について学び、調理実習などを通じて地域の食生活の改善に取り組むボランティア活動員。

※4 **健康寿命**: 人が心身ともに健康で自立して活動し生活できる期間。

# 施策 03

## こころの健康づくり

担当課:健康づくり課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
自殺者数(人口10万人あたり)	人/年	21.6(R1)	減少

### 具体的な取り組み

#### ■ 市民への啓発・周知と自殺を防ぐ人材の育成

自己のストレスや悩みを持つ人に対し適切に対処できるように、こころの病気に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動を行います。

また、研修会の開催や相談支援者の研修などを通じ、地域において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげる人材の育成を図ります。

#### ■ 地域におけるつながり力の強化

地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、市民等との連携体制の構築を図り、地域および市内における連携体制の強化を進めていきます。

また、一人で悩みを抱え込むことがないように、自治会活動を中心に、地域内における相互の見守り機能を高め、誰も孤立することのない地域づくりを進めていきます。

#### ■ 自殺リスクを減らす支援の提供

こころの健康を保つことができる社会を実現するために、悩みに応じた、適切な相談を受けられるよう、相談体制の充実および関係機関と柔軟な情報連携・共有を図ります。

また、生活課題や不安を抱える人に対し、自己実現に向けた適切なアドバイス等を受けられる機会など、生きづらさの要因を減らすために、必要な支援を複合的に提供していきます。

#### 主な事業

- 精神保健事業
- 自殺対策事業

#### みんなで取り組むこと

こころの健康について正しく理解し、身体とこころの健康づくりに努めましょう。

# 施策 04

## 医療・救急体制の充実

担当課：健康づくり課、福祉課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
県南医療圏二次救急医療 <sup>*1</sup> 体制確保 (平日の夜間、休祝日の開設数)	開設/日	2	現状維持

### 具体的な取り組み

#### ■ 地域医療体制の充実

地域における医療ニーズに対応した適切な医療サービスが提供できるよう、南高医師会及び島原南高歯科医師会等と連携し、地域医療の充実に取り組みます。

#### ■ かかりつけ医の推進

かかりつけ医の普及啓発を図り、市民が効率的・効果的な医療を受けることができる体制を推進します。

#### ■ 休日・夜間の医療体制の維持

南高医師会、近隣市や関係機関等と連携を図り、休日・夜間の初期救急医療体制の維持に努めるなど救急医療体制の整備を推進します。

#### ■ 県南医療圏二次救急医療体制の維持

重症患者における県南医療圏二次救急医療体制の維持に努めます。

#### ■ 在宅医療・介護連携体制の推進

在宅療養を望む市民が、自宅<sup>\*2</sup>や施設<sup>\*3</sup>で安心して療養できるよう在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築と在宅医療等に関する相談体制の整備に努めます。

#### 主な事業

- 病院群輪番制病院運営事業
- 長崎県病院企業団事業(負担金)

#### みんなで取り組むこと

かかりつけ医をもち、適切に医療機関を受診しましょう。

※1 二次救急医療：入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。

※2 自 宅：自宅にはグループホーム・サービス付高齢者向け住宅を含む。

※3 施 設：老人保健施設・老人ホーム。

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

# 暮らしの安全確保

担当課：危機管理課、市民安全課、地域づくり推進課

関連するSDGs



めざす姿

災害や犯罪、事故を未然に防ぎ、  
市民の尊い生命と財産を守ります。

政策の基本方針

- 災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を防災の基本理念とし、雲仙市地域防災計画及び雲仙市国土強靱化地域計画に基づき、社会状況の変化や気候の変動、地域の特性、要配慮者への対応や男女のニーズの違いなど女性の視点も考慮した防災対策を進めます。
- 自然災害や火災などから市民の生命と財産を守るため、自主防災組織<sup>※1</sup>の育成、防災情報体制の整備、消防防災体制の充実など、地域防災体制の強化に努めます。
- 犯罪を未然に防ぐよう、防犯に対する意識啓発や、地域ぐるみの防犯活動を推進します。また、住宅地の防犯灯など防犯施設・設備の充実化に努めます。
- 交通事故を未然に防ぐよう、交通安全教育を推進するとともに、交通安全施設の整備や地域主体の交通安全活動を支援します。
- 消費生活に関するトラブルを未然に防ぐよう、消費生活に関する意識啓発や相談体制の充実を図ります。

災害や犯罪、事故を  
未然に防ぐまちづくり

施策1 地域防災体制の強化

施策2 防犯対策の充実

施策3 交通安全のまちづくり

施策4 消費者保護

【交通安全啓発活動の様子】



【消防出初式の様子】



※1 自主防災組織：主に町内会・自治会が母体となって地域住民が連帯して自主的に防災活動を行う任意団体。

現状と課題

災害や犯罪、消費トラブルをなくすための活動を行っています。

● 自主防災組織活動の推進

昨今、大規模災害時には住民自ら行動して対処する自助・共助からなる減災対策が重要とされている中、本市では、災害に備える地域防災力の向上を目指し、自主防災組織の活動支援に取り組んでいます。

■ 自主防災組織の訓練の様子



● 犯罪なく3ば運動<sup>※1</sup>の推進

本市では、地域ぐるみの防犯活動として、平成25年度から「犯罪なく3ば運動」を行っています。同運動では、毎年、推進モデル地区を指定し関係機関と連携しながら、各地域の特徴を生かした活動を行っています。

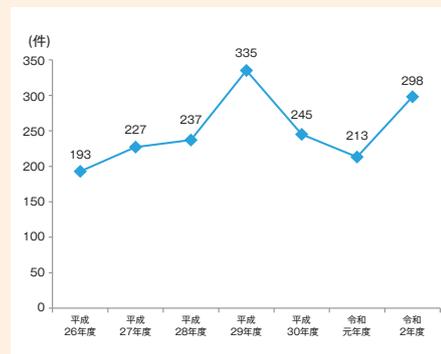
■ 鍵かけポスター表彰式の様子



● 消費生活相談の増加

本市における消費生活相談件数は令和2年度で298件と増加傾向にあります。特に、高齢者からの相談が多くなっていることから、高齢者向けに被害防止啓発のための消費生活出前講座を行っています。また、潜在的な消費者被害も推測されるため、相談窓口の周知等も含め、啓発活動を強化する取り組みが必要です。

■ 消費生活センター<sup>※2</sup>相談件数推移



出典：消費生活センター

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

※1 犯罪なく3ば運動：日本一安全で安心な長崎県の実現のため、県や警察、地域などが連携して鍵かけをはじめとする防犯意識の高揚などを呼び掛ける県民総ぐるみ運動。

※2 消費生活センター：商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせの受付処理、消費者教育などにあたる専門相談員を配置した行政機関。

# 施策 01

## 地域防災体制の強化

担当課：危機管理課、市民安全課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
防火水槽の設置数(20t以上)	基	545	550
自主防災組織 <sup>※1</sup> 地区数	地区	96	241

### 具体的な取り組み

#### ■ 自主防災組織の育成と活動支援

自主防災組織や消防団の育成・強化に努め、地域主体の防災活動を支援します。

#### ■ 防災情報の発信(ハザードマップ<sup>※2</sup>、危険箇所周知含む)

長崎県等関係機関と連携し、災害危険箇所の把握に努め、防災マップやハザードマップ等により周知を図ります。また、防災行政無線や複数メディア配信システムを活用し、迅速で適切な防災情報を発信します。

#### ■ 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合に適切な行動ができるよう、総合防災訓練を実施し、各関係機関との連絡・協力体制の確立、市民の防災意識の高揚に努めます。

#### ■ 防災体制・防災施設の整備 総合戦略

多様化・甚大化する災害に備え、市民の安全を確保するため防災危機管理体制の確立を図ります。また、火災等の災害から市民の生命と財産を守るため、防火水槽や消火栓などの計画的な整備を推進するとともに、大規模災害に備え、防災備品の整備に努めます。

#### ■ 消防防災体制の充実・強化 総合戦略

常備及び非常備消防施設・設備の計画的な整備を進め、消防・救急体制の充実を図ります。また、小浜消防署建替えに併せ、雲仙市全体の救急・消防力の強化を図られるよう取り組みます。

#### 主な事業

- 防災訓練実施事業
- 防災対策システム整備事業
- 消防施設・機械器具整備事業費

#### みんなで取り組むこと

自主防災組織へ積極的に参加し、防災に関する知識を深め災害に備えましょう。

※1 自主防災組織：主に町内会・自治会が母体となって地域住民が連帯して自主的に防災活動を行う任意団体。

※2 ハザードマップ：火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。

## 防犯対策の充実

担当課: 市民安全課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
防犯灯のLED化率(H26以降の累計)	%	90	95
刑法犯罪発生件数	件	90	90以下

## 具体的な取り組み

## ■ 防犯に関する意識啓発

警察等各種関係団体と連携し、広報紙やホームページ、イベント等による啓発活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図ります。

## ■ 地域ぐるみの防犯活動の推進

地域の安全は地域で守るという意識のもと、地域住民、自治体、警察等が連携して防犯活動を推進します。

## ■ 防犯施設・設備の整備・充実

夜間の犯罪を抑止するため、住宅地の防犯灯などの防犯施設の整備・充実を図ります。

## 主な事業

- 防犯灯設置補助金
- 防犯対策施設整備事業
- 防犯対策(負担金)

## みんなで取り組むこと

犯罪に対する知識を身につけ行動しましょう。

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

# 施策 03

## 交通安全のまちづくり

担当課:市民安全課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
交通事故による死傷者数	人	134	130以下
高齢者交通事故者数	人	37	35以下

### 具体的な取り組み

#### 交通安全教育の推進

交通安全協会や警察等と連携し、交通安全に対する意識啓発を図ります。また、交通事故が増加傾向にある高齢者の交通事故防止に向けた取り組みを強化するとともに、学校や関係機関と連携して子どもの交通安全教育に取り組んでいきます。

#### 交通安全施設の整備・充実

交通事故防止と歩行者の安全性の確保のため、カーブミラー・ガードレール等の交通安全施設を効果的に整備します。

#### 地域主体の交通安全活動の支援

地域、学校、警察、交通安全協会などが連携し、地域ぐるみで交通事故防止の取り組み活動を推進します。

#### 主な事業

- 交通安全対策補助金
- 交通指導員事務費
- 交通安全施設整備事業

#### みんなで取り組むこと

交通ルールを守り、安全運転に心がけましょう。



# 施策 04

## 消費者保護

担当課：地域づくり推進課

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
消費生活センター*1における救済率 (未然防止件数を含む)	%	90	93
消費生活関係出前講座等受講者数	人/年	326	350

### 具体的な取り組み

#### ■ 消費生活に関する意識啓発

新型コロナウイルス感染症の影響により消費者の在宅時間は大幅に増加し、世代を問わず「巣ごもり消費」に乗じた悪質商法やインターネット関連のトラブルが急増しています。消費者トラブルを未然に防ぐため、広報紙等による情報提供や出前講座等による啓発活動を積極的に取り組みます。

#### ■ 相談体制の充実

消費生活に関する相談に対応するため、消費生活センターに専門の相談員を配置するとともに、司法書士や弁護士との連携を図り、相談体制の充実に取り組みます。また、巧妙化する消費者トラブルに対応できるよう、研修会等に積極的に参加し、相談員のスキルアップを図ります。

#### 主な事業

- 消費者行政推進事業

#### みんなで取り組むこと

困った時は一人で悩まず、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

※1 消費生活センター：商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせの受付処理、消費者教育などにあたる専門相談員を配置した行政機関。

政策  
1-7

# 社会援護

担当課：保護課

関連するSDGs



めざす姿

生活困窮者等の自立を支援します。

政策の基本方針

- 生活困窮者等の自立を支援するため、自立相談支援事業や生活保護制度の適正な運用を行いつつ、就労支援などの自立に向けた支援を行います。

生活困窮者等の自立支援

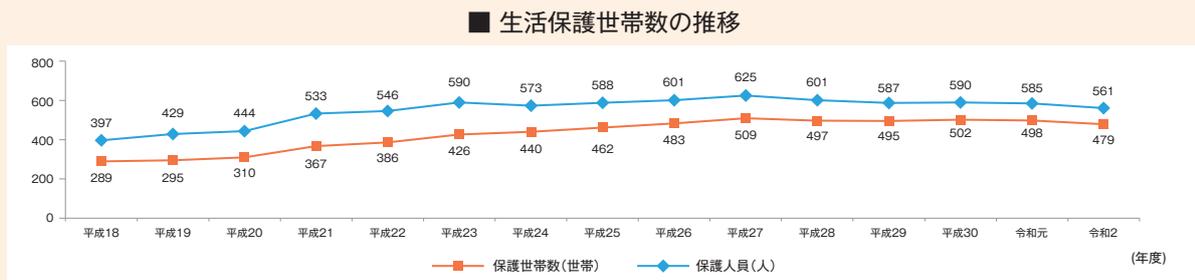
施策1 生活困窮者等の自立支援と相談体制の強化



現状と課題

生活保護世帯数は横ばい状態で推移しています。

● 横ばいで推移する生活保護世帯数



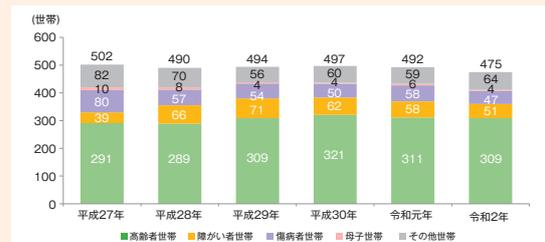
出典：長崎県生活保護速報(各年度3月末時点)

生活保護世帯数は、平成18年度末の289世帯397人から平成27年度末には509世帯625人と増加しました。

(世帯数増加率183%、人員数増加率157%)

その後平成28年度から令和2年度までは500世帯を上下する横ばい状態で推移しています。

■ 世帯類型別生活保護世帯数の推移



出典：長崎県生活保護速報(各年度3月末時点)

※保護停止中の世帯を除く。

● 生活困窮者の自立に向けた相談・支援

平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所保護課に就職などの相談窓口を設置し、生活困窮者の自立に向けた相談・支援を行っています。

生活困窮に至った方は、生活歴や年齢、世帯構成等がそれぞれに異なっており、その課題及び支援方法は、複雑多様化しています。

■ ハローワーク巡回相談の様子



基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

# 施策 01

## 生活困窮者等の自立支援と相談体制の強化

担当課:保護課

主な成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
生活保護者等就労自立促進事業計画による支援対象者数(A)	人/年	45	29
生活保護者等就労自立促進事業計画による就労者数(B)	人/年	31	18
生活保護者等就労自立促進事業計画による就労率(B/A)	%	68.9	62.1

### 具体的な取り組み

#### ■ 生活保護者等就労自立促進事業の推進

就労支援員を配置し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者のほか生活困窮されている方々からの求職活動に関する相談を受け、ハローワークと連携しながら自立のためのプランを策定し、ワンストップ型の就労支援を行います。

また、相談者とハローワーク諫早の専門職員が身近に相談や助言ができるように、ハローワーク諫早巡回相談を毎月1回開催することに取り組みます。

#### ■ 生活困窮者等の相談体制の充実

第3期雲仙市地域福祉計画において「生活困窮者の自立支援」を取り組みの柱と位置づけ、就労や心身の状況等により、複雑かつ多様な課題が背景となる生活困窮者等の支援を行うために、福祉、介護、医療、ハローワークなどの関係機関とより一層の緊密な連携を図り、相談体制の充実を図ります。

相談窓口では、生活歴、就労経験等の相談者の個性や適性などを、相談者と丁寧に話し合いながら自立の支援に取り組みます。

#### 主な事業

- 生活保護費支給事業
- 自立相談支援事業
- 生活保護者等就労自立促進事業
- 住居確保給付金事業

#### みんなで取り組むこと

生活困窮者等への支援制度について理解を深め、もし、生活が苦しくなったら福祉事務所、社会福祉協議会などの相談機関へ早めに相談しましょう。